

## 「朝日新聞」での発表

私は右の趣旨を「漢字は濡衣ぬれぎぬを着てゐる」といふ標題で、朝日新聞の学芸欄に発表しました。それは昭和36年3月20日の事でした。この昭和36年といふ年は、表音派と表意派とが最も激しく論争をした年で、特に朝日新聞は3月から7月までに亘って、「漢字とカナ」といふ標題の下に両者の意見を交互に掲載し続けました。

そのきっかけはかうです。2月の下旬か3月の上旬だったと思ひますが、私が担任してゐた小学校1年生の国語公開授業を計画し、国語審議会の委員を初め、国語問題に関心があると思はれる名士に案内状を送り、漢字教育の基本を改めることにより小学校の1年生がどんなに漢字を容易に習得できるかを観て貰ひました。

そしてこの教材に、敢て“お母さん”といふ禁じられた表記を使ったのです。果してこの授業を観て下さった大岡昇平先生が、朝日新聞の学芸欄に「漢字をばりばり読む小学生」といふ見出しで「それは全く感動的な光景であった」と激賞して下さいましたが、その文末に“お母さん”といふ表記があったことを問題として提起しました。

これに対して、朝日新聞は、国語審議会の中心的学者であった倉石武四郎博士(当時審議会副会長)に「国語審議会が音訓整理をした理

由」を述べるやう要請しました。そこで述べられた理由は、「漢字が幾通りにも読めるので学習負担が大きくなる」といふものでした。

この審議会の見解に対して、「敢て“お母さん”といふ表記を使った理由」を述べるやうに求められましたので、私は「漢字は濡衣を着てゐる」といふ前述の趣旨の論文を書いたわけです。朝日新聞は、私の論文に対して倉石博士にその反論を書くやうに求めました。然し、博士は筆を執ったにも拘らず、私の意見に対しては一言も触れませんでした。

そこで4月中旬、朝日新聞に「私は『複雑だからといふ非難を受けて制限された漢字の音訓整理は、実は逆に国語の使用を複雑にさせ混乱させるものである』ことを、理論と実際の両面から指摘して、審議会の考へ方が誤ってゐることを責めたつもりである。然し、未だにその返答を聞かない。私の見解に誤りがあるなら、遠慮なくそれを指摘して頂きたい。私は自分の考へが誤ってゐると解れば、喜んで審議会の意見に従ふつもりである。お互ひに納得できるまで率直に誤りを指摘し合ひ、反省し合つてこそ真理が発見されるのだと思ふ」といふ意見を書いて審議会の反論を求めましたが、終に反論は出ずに今日に至つてゐます。